

# 契約書

曙診療所通所リハビリテーション

医療法人社団 曙会

# 契 約 書

様（以下、「利用者」といいます）と医療法人社団曙会 曙診療所（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所リハビリテーションについて、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーションを提供し、利用者は、事業者にたいし、そのサービスに対する料金を支払うものとします。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（通所リハビリテーション計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所リハビリテーション計画」を作成します。事業者はこの「通所リハビリテーション計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

## 第4条（通所リハビリテーションの提供場所・内容）

- 1 通所リハビリテーションの提供場所は曙診療所通所リハビリテーション内です。所在地及び設備の概要は、【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所リハビリテーション計画に添って通所リハビリテーションを提供します。事業者は通所リハビリテーションの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

## 第5条（通所リハビリテーション提供の記録）

- 1 事業者は、通所リハビリテーションの実施ごとに、介護支援専門員から利用者へ交付された「サービス利用票」に実施内容を記入し、サービスの終了時に利用者へ確認を受けることとします。
- 2 事業者は、通所リハビリテーション報告書を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

## 第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の15日までに利用者にお渡しします。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに（ ）の方法)で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

## 第7条（通所リハビリテーションの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時までに（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時までに）通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に規定する料金の支払いと合せて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所リハビリテーションの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱については「重要事項説明書」に記載したとおりです。

## 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な事由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

- ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。尚この場合原則として、事前に介護支援専門員に連絡します。
- ① 利用者の通所リハビリテーション料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ② 利用者が正当な理由なく通所リハビリテーションの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたって通所リハビリテーションが行うことができない状態であることが明らかになった場合
- ③ 利用者またはその家族が事業者や当職員また他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合、若しくは、被保険者資格を喪失したとき

#### 第10条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、通所リハビリテーション提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、運営会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、運営会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、通所リハビリテーション提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所リハビリテーション提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに当該診療所又は当該病院の医師の診察を受ける等必要な措置を講じます。

#### 第13条（連携）

- 1 事業者は、通所リハビリテーション提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約書の内容が変更された場合または本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。

なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### 第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

#### 契約者氏名

##### 事業者

事業者名 医療法人社団曙会 曙診療所

住 所 流山市東初石2-175

管理者 永田 尚之

##### 利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

##### （代理人）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_